

ID: 89

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	保育料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町保育の実施に関する条例施行規則 第10条		
例 規 番 号	平成7年 規則第22号		
<p>【根拠条文】 (保育料の減免) 第十条 町長は、入所児童の保護者又は扶養義務者で災害又は特別の事由により保育料を納付することができないと認めるときは、別に定めるところにより保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>聖籠町保育所入所児童の保育料減免要綱による。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日